

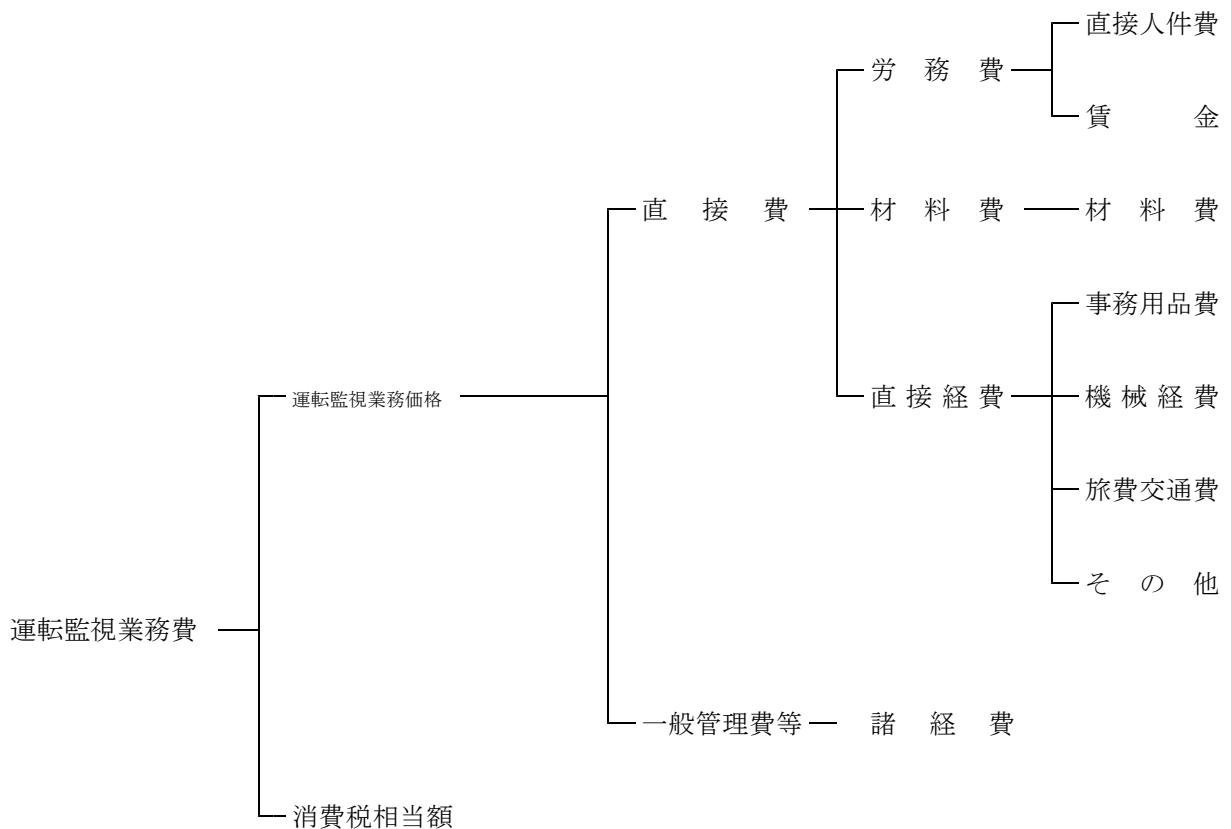
電気通信施設運転監視業務積算基準(案)

1 適用範囲

国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市・地域整備局、河川局及び道路局の所掌に属するものに限る。)に係る電気通信施設の運転監視業務(期間及び時間を定めて業務を行い、その結果を報告するもの。以下「運転監視業務」という。)の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。

2 運転監視業務費の構成

運転監視業務費の構成は、以下のとおりとする。



2-1 直接費

直接費は、次の各項目について計上する。

(1) 労務費

(イ) 直接人件費

当該運転監視業務に従事する運転監視技術員の人件費で、その基準日額は別に定めるところによる。

(ロ) 賃金

当該運転監視業務を実施するのに要する直接人件費以外の労務費用である。

(2) 材料費

当該運転監視業務を実施するのに要する材料の費用である。

(3) 直接経費

(イ) 事務用品費

報告書作成等に要する事務用品費である。

(ロ) 機械経費

当該運転監視業務を実施するのに要する測定機器等の費用である。

その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に準ずる。

(ハ) 旅費交通費

当該運転監視業務を実施するのに要する運転監視技術員の旅費交通費である。

その算定は、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支給規則」に準ずるものとする。

(ニ) その他

当該運転監視業務に必要な仮設備等の費用である。

2-2 一般管理費等

一般管理費及び付加利益よりなり、諸経費として計上する。

(1) 一般管理費

一般管理費は、当該運転監視業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該運転監視業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外経費等を含む。

2-3 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

2-4 運転監視業務費の積算方式

(1) 運転監視業務費

運転監視業務費は、次式によって積算する。

$$\begin{aligned} \text{運転監視業務費} &= (\text{直接費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接費}) \times \{(1 + \text{諸経费率})\} \\ &\quad + (\text{運転監視業務価格} \times \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(2) 諸経費

諸経費は、別表第1又は別表第2により直接費毎に求められた諸経费率を当該直接費に乗じて得た額とする。

2-5 材料費等の価格等の扱い

運転監視業務価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。

別表第1

(1) 諸経費率標準表

直 接 費	50万円以下	50万円を超える 1億円以下	1億円を 超えるもの
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。 A b	下記の率とする
率又は変数値	50.1%	108.15	-0.1239

(2) 算出式

$$Z = A \times \left(\frac{X}{1,000} \right)$$

Z : 諸経費率 (単位 : %)

X : 直接費 (単位 : 円)

A, b ; 変数値

ただし、諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して少数点以下1位止めとする。

$$y = X \times \frac{Z}{100}$$

y : 諸経費 (単位 : 円)